

## 仕入取引標準契約条項

### 第1条（目的）

本標準契約条項は、別に特約のある場合を除き、ショット日本株式会社（以下「買主」という）が仕入先（以下「売主」という）に発注する商品（以下「契約製品」という）にかかる買主と売主の間の売買契約（以下「個別契約」という）に共通に適用する。

### 第2条（個別契約）

1. 本標準契約条項に定める事項のほか、商品名、規格、数量、単価、納期、納入場所、引渡条件等売買に必要な事項は、原則として個別契約において定める。
2. 個別契約は、契約製品に関する取引の内容を記載した買主所定の注文書により買主が売主に申込み、売主が書面（ファクシミリ及び E メールを含む）により買主に承諾の通知をしたときに成立する。
3. 売主の承諾の通知その他の書面に記載された契約条項は、買主が書面でこれに同意した場合を除き、買主を拘束しない。
4. 個別契約の成立後、当事者の一方においてその内容を変更する必要がある場合には、売主と買主の協議により、これを変更することができる。

### 第3条（納期の遵守）

1. 売主は、個別契約に定める納期に、個別契約に定める納入場所において、買主所定の手続きに従って契約製品を買主に納入する。
2. 売主は、納期までに契約製品を納入できない恐れがある場合には、直ちにその旨及び理由、これについて売主が取る対策、並びに納入予定日を買主に申出るとともに、買主の必要とする処置に協力する。
3. 契約製品が納入の遅延により買主が損害を被った場合には、買主は売主にその賠償を請求することができる。但し、遅延が売主の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

### 第4条（契約製品の受入検査）

1. 買主は、契約製品の納入後速やかに、買主が定める検査方法及び合否基準（売主と買主の間に別段の合意があるときは、売主と買主が合意した検査方法及び合否基準）により、当該契約製品の受入検査を行い、納入後 10 営業日以内（以下「受入検査期間」という）に検査結果を売主に通知する。
2. 受入検査の結果過納品があることが判明した場合には、売主は、直ちにこれを自己の費用で引取らなければならない。但し、買主は、その選択により、売主に通知して過納品を買い取ることができる。
3. 受入検査の結果数量不足が判明した場合には、売主は、直ちに不足分の契約製品を納入しなければならない。
4. 受入検査の結果契約製品の全部又は一部が不合格となった場合には、売主は、直ちに不合格品を自己の費用で引取り、代品を納入しなければならない。但し、売主は、買主が承認した場合には、不合格品の引取り及び代品の納入に代えて、不合格品の修理を行うことができる。
5. 買主は、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、不足品又は不合格品について、個別契約を解除することができる。
6. 不合格となった契約製品のうち買主が使用可能と認めたものについては、買主は、第 4 項の規定にかかわらず、代金を適正な評価額に減額してこれを買取ること（以下「特別採用」という）ができる。
7. 売主が不合格品又は過納品を引取らない場合には、買主は、これを廃棄し、又は売主にこれを返送してその費用を請求することができる。
8. 買主が受入検査期間内に検査の結果を売主に通知しない場合には、納入された契約製品は検査に合格したものと見做す。

## 第 5 条（所有権の移転）

契約製品が第 4 条に定める受入検査に合格した時（買主が特別採用した契約製品については、買主が特別採用の通知を売主に発した時）に、売主から買主に対する引渡し完了とするものとし、その時点で当該契約製品の所有権は、売主から買主に移転する。

## 第 6 条（危険負担）

1. 契約製品の引渡しが完了する前に、契約製品が滅失、毀損又は変質した場合には、当該滅失、毀損又は変質は、買主の責めに帰すべき事由による場合を除き、売主の負担とする。
2. 契約製品の引渡しが完了した後に、契約製品が滅失、毀損又は変質した場合には、当該滅失、毀損又は変質は、売主の責めに帰すべき事由による場合を除き、買主の負担とする。

#### 第7条（支給品）

1. 買主は売主に対し、契約製品の製造に必要な材料、資材又は部品（以下「支給品」という）を支給することがある。
2. 支給品は、買主と売主が別途合意するところに従い、有償又は無償で支給する。
3. 売主は、買主は、支給品の受領したときは、直ちにこれ検査し、瑕疵又は数量不足を発見したときは、直ちに買主にその旨通知して、買主の指示を受けなければならない。
4. 有償支給品の所有権は、支給品の代金が完済されたとき買主から売主に移転する。
5. 第5条の規定にかかわらず、無償支給品及び無償支給品を使用して製造した契約製品の所有権は買主に属する。
6. 売主は、支給品を善良な管理者の注意をもって保管し、次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 買主の所有に属する支給品に買主の所有に属する旨を見やすく表示し、これをその他の物と区分して保管すること。
  - (2) 支給品を買主が注文した契約製品の製造以外の目的に使用しないこと。
  - (3) 支給品について譲渡、質入れ、賃貸その他の処分しないこと。
  - (4) 第三者に支給品の使用又は占有を許さないこと。
  - (5) 支給品が滅失、毀損若しくは変質し、第三者が支給品を差し押さえ、

又は第三者が支給品について権利を行使した場合には、直ちに売主に連絡して、その指示を受けること。

7. 買主は、売主の事業所において支給品の保管状況を検査し、必要に応じてその改善を求めることができる。この場合には、売主は、速やかに必要な改善を実施しなければならない。
8. 買主は、必要と認める場合には、売主に対し、買主の所有に属する支給品の返還を求めることができる。この場合には、売主は、直ちに当該支給品を買主に返還しなければならない。
9. 売主の責めに帰すべき事由により買主の所有に属する支給品が滅失、毀損又は変質した場合には、買主は売主に対し、原状回復又は代品の提供を求め、且つ損害賠償を請求することができる。

#### 第8条（品質保証）

1. 売主は、契約製品の品質管理及び出荷検査を実施することにより、その品質が個別契約に定める仕様に適合することを確保する義務を負う。
2. 売主は、前項に規定する義務を履行するため、必要な品質保証体制を確立し、維持しなければならない。

#### 第9条（製造過程等の確認）

1. 売主は、買主が契約製品の製造方法及び管理方法等を定めた書類又は品質成績書の提出を求めた場合には、これを拒む正当な理由のない限り、これに応じなければならない。
2. 売主は、契約製品の製造方法、使用材料等を変更する場合において、これにより契約製品の性能、機能等に影響を与える可能性があるときは、事前にその旨を買主に通知してその承認を得なければならない。
3. 買主は、売主の承諾を得て売主の工場、事務所等に立入り、契約製品の製造過程並びに売主の品質保証体制及びその実施状況（以下「製造過程等」という）を検査することができる。売主は、正当な理由なく検査を拒んではならない。
4. 買主は、売主の契約製品の製造過程等について、売主に対し必要と認める改善を指導又は勧告することができる。この場合には、売主は、速やかに

必要な改善を実施しなければならない。

5. 第1項から前項までの規定により買主が売主の製造過程等について検査、確認、指導又は勧告をしたことは、当該製造過程等についての売主の義務及び責任を免除又は軽減する理由となるものでない。

## 第10条（代金の支払方法）

買主は、毎月末日までに第5条に規定する引渡しが完了した契約製品の代金を、翌月25日（同日が土曜日、日曜日その他買主又は銀行の非営業日である場合には、その直後の営業日）までに、売主が指定する銀行口座に振り込んで支払う。但し、売主と買主が別段の合意をした場合には、その合意に従う。

## 第11条（瑕疵担保責任）

1. 売主は、契約製品の引渡し完了してから1年以内に契約製品に隠れた瑕疵が発見された場合には、買主の要求により、瑕疵のない代品を納入しなければならない。但し、売主は、買主が承認した場合には、代品の納入に代えて、瑕疵のある契約製品の修理を行うことができる。
2. 前項の場合において、買主が損害を被ったときは、買主は売主に対してその賠償を請求することができる。

## 第12条（知的財産権）

1. 売主は、契約製品が、第三者の特許権その他の知的財産権を侵害しないことを保証する。
2. 第三者から、契約製品により特許権等の知的財産権を侵害されたとの主張がなされた場合には、売主は、自らの責任と費用負担とにおいてこれを解決し、買主に一切損害を及ぼさない。第三者のかかる主張に関連して買主に損害が発生した場合には、売主はこれを買主に賠償しなければならない。

## 第13条（製造物責任）

1. 契約製品に欠陥（製造物責任法第2条第2項に定義する欠陥をいう。以下本条において同じ）があり、又は欠陥があるおそれがある場合には、売主は、直ちにこれを買主に通知しなければならない。
2. 契約製品又はこれを用いた買主の製品（以下併せて「契約製品等」という）

の使用者その他第三者から、契約製品の欠陥により生命、身体又は財産が侵害された旨の主張がなされたときは、売主と買主は協力して原因の究明及び損害の予防に当たるものとする。

3. 契約製品の欠陥により、契約製品等の使用者その他第三者の生命、身体又は財産が侵害された場合において、当該第三者から買主に対して損害賠償等の請求があったときは、売主は、自己の責任と費用でこれを解決し、買主に一切損害を及ぼさない。この場合において買主に発生した費用（合理的な弁護士費用を含む）又は損害があるときは、売主はこれを買主に償還又は賠償しなければならない。

#### 第 14 条（買主の図面、仕様書等の目的外使用の禁止）

売主は、事前に買主の書面による承諾を得た場合を除き、買主の図面、仕様書等を、買主に納入する契約製品の製造以外の目的に使用してはならない。

#### 第 15 条（秘密保持）

買主及び売主は、個別契約の締結又は履行の過程で知った相手方の業務上の秘密情報を第三者に開示し、又はこれを個別契約の履行以外の目的に使用してはならない。

#### 第 16 条（権利義務の譲渡）

買主及び売主は、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、個別契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引受けさせ、又はこれについて担保権の設定その他の処分をしてはならない。

#### 第 17 条（通知義務）

買主又は売主は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、速やかに相手方に通知しなければならない。

- (1) 第 18 条第 2 項第 1 号から第 6 号のいずれかに該当したとき。
- (2) 取引に関連のある営業を譲渡し、又は譲り受けたとき。
- (3) 住所、代表者、商号その他取引上の重要な事項に変更が生じたとき。

#### 第 18 条（契約の解除）

1. 売主又は買主が個別契約に違反し、相手方から相当の期間を定めて違反を解消するよう催告されたにもかかわらず、その期間内に違反を解消しない場合には、相手方は、個別契約を解除することができる。
2. 売主又は買主が次の各号のいずれかに該当した場合には、相手方は、事前に催告することなく、直ちに個別契約を解除することができる。
  - (1) 自己が振出し若しくは引受けた手形若しくは小切手が不渡りになり、又は支払を停止したとき
  - (2) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立てをし、又は第三者からこれらの申立てを受けたとき
  - (3) 差押え（滞納処分による差押えを含む）、仮差押え又は仮処分を受けたとき
  - (4) 監督官庁からの営業停止、営業登録抹消等の処分を受けたとき
  - (5) 解散の決議をしたとき
  - (6) その他、個別契約を履行することを著しく困難にする事由があるとき
3. 個別契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

#### 第 19 条（個別契約終了後も効力を有する規定）

次の各号に定める規定は、個別契約の履行の完了又はその解除若しくは解約による終了後も、第 4 号に定める規定は無期限に、第 5 号に定める規定は個別契約の履行の完了又は終了後 3 年間、その他の規定は当該規定の対象である事項が終了する時まで、効力を有する。

- (1) 第 11 条（瑕疵担保責任）
- (2) 第 12 条（知的財産権）
- (3) 第 13 条（製造物責任）
- (4) 第 14 条（買主の図面、仕様書等の目的外使用の禁止）

(5) 第 17 条 (秘密保持)

第 20 条 (法律の遵守)

売主及び買主は、個別契約の履行に当たっては、適用される法令を常に遵守しなければならない。

第 21 条 (協議)

本標準契約条項又は個別契約に定めのない事項及び本標準取引条項又は個別契約に関する疑義は、売主と買主が誠意をもって協議して解決するものとする。

第 22 条 (役務取引への準用)

本標準契約条項は、売主が買主から役務の提供を受ける取引に準用する。但し、その性質上、かかる取引に適用することができない規定はこの限りでない。

第 23 条 (合意管轄)

個別契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。